鳥取県教育委員会告示第 23 号

平成20年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科の募集を、次の要項により実施する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県教育委員会委員長　山　　田　　修　　平

平成20年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項

1　鳥取県立鳥取盲学校

（1）　鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）募集学科及び募集生徒数

部科名	募集学科名	募集生徒数
高等部	保健理療科	８人
	普通科（単一障害学級及び重複障害学級）	定員は設けない。
専攻科	理療科	10人

（2）　出願資格を有する者

ア　高等部

保健理療科及び普通科の単一障害学級にあっては、視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の３の表に規定する程度の者で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。

普通科の重複障害学級にあっては、視覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次の(ア)又は(イ)に該当するものとする。

（ア）　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

（イ）　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第63条各号のいずれかに該当する者

イ　専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

（ア）　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

（イ）　省令第69条各号のいずれかに該当する者

（3）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び視力等の証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。高等部の保健理療科及び専攻科を受検する者は、併せて健康診断書を鳥取盲学校長に提出するものとする。

ただし、当該調査書の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

鳥取盲学校

オ　その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

（４） 入学者の選抜の方法

ア 高等部の普通科の入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

イ 高等部の保健理療科及び専攻科の入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

（５） 諸検査、学力検査、面接等の日程等

ア 日時

平成20年３月６日（木）午前９時から午後４時30分まで（午前８時30分までに集合すること。）

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査

保健理療科　　学力検査（国語、社会）及び適性検査

専　攻　科　　学力検査（国語、理科、数学、英語）及び適性検査（盲学校の保健理療科を卒業した者にあっては、申出により数学又は英語のいずれかを保健理療に代えることができる。）

エ 諸検査

普　通　科　　単一障害学級志願者　諸検査（国語、社会、数学、理科及び英語）

重複障害学級志願者　諸検査

オ その他

（ア） 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

（イ） 諸検査及び学力検査終了後、面接を実施する。

（６） 合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（７） 再募集の実施

合格者の発表の結果、高等部の保健理療科又は専攻科の理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあっては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

ア 出願手続

１の(３)アに同じ。

イ 出願期間

平成20年３月19日（水）から同月21日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日必着とする。

ウ 受付時間

午前９時から午後５時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ 学力検査及び面接の日程等

（ア） 日時

平成20年３月25日（火）午前９時から午後４時30分まで（午前８時30分までに集合すること。）

（イ） 場所

鳥取盲学校

（ウ） 学力検査

保健理療科　　学力検査（国語、社会）及び適性検査

専　攻　科　　学力検査（国語、理科、数学、英語）及び適性検査（盲学校の保健理療科を卒業した者にあっては、申出により数学又は英語のいずれかを保健理療に代えることができる。）

（エ）　その他

ａ　筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

ｂ　学力検査終了後、面接を実施する。

カ　合格者の発表

平成20年３月27日（木）正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（８）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかった者について、鳥取盲学校長が特に認めたときは、別に諸検査等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校において、平成20年１月11日（金）から交付する。

エ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取盲学校	〒680－0151	鳥取市国府町宮下1265	0857－23－5441	0857－23－5442

２　鳥取県立鳥取聾学校

（１）　鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）に出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、聴覚障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

普通科の重複障害学級にあっては、聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

（２）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオージオグラム（測定したものがない場合には、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

鳥取聾学校

オ　その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（３）　入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（４）　諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）午前10時から午後３時まで（午前９時30分までに集合すること。）

イ　場所

鳥取聾学校

ウ　諸検査

普　　通　　科　　単一障害学級志願者　諸検査（国語、数学及び英語）

重複障害学級志願者　諸検査

産 業 工 芸 科　　諸検査（国語、数学及び英語）

生活デザイン科　　諸検査（国語、数学及び英語）

エ　その他

諸検査等終了後、面接を実施する。

（５）　合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（６）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校において、平成20年１月11日（金）から交付する。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取聾学校	〒680－0151	鳥取市国府町宮下1261	0857－23－2031	0857－27－8606

３　鳥取県立鳥取養護学校

（１）　鳥取県立鳥取養護学校（以下「鳥取養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が政令第22条の３の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

（２）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取養護学校長（以下「鳥取養護学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び医師の診断書を添えて鳥取養護学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

鳥取養護学校

オ　その他

鳥取養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（３）　入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（４）　諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）

単一障害学級志願者　午前９時20分から午後２時まで（午前９時までに集合すること。）

重複障害学級志願者　午前10時から正午まで（午前９時40分までに集合すること。）

イ　場所

鳥取養護学校

ウ　諸検査（単一障害学級の志願者に対してのみ実施）

国語、数学及び英語

エ　面接（志願者全員に対して実施）

単一障害学級の志願者にあっては諸検査終了後行う。

（５）　合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に鳥取養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（６）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取養護学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、鳥取養護学校において平成20年１月22日（火）から交付する。

エ　生徒の募集に関する説明会は、鳥取養護学校において、平成20年１月22日（火）午後１時30分から開催する。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取養護学校	〒680－0901	鳥取市江津260	0857－26－3601	0857－27－3207

４　鳥取県立白兎養護学校

（１）　鳥取県立白兎養護学校（以下「白兎養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、知的障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で、次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、知的障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては、重度の身体障害及び知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

（２）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する鳥取県立白兎養護学校長（以下

「白兎養護学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ） 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて白兎養護学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

白兎養護学校

オ　その他

白兎養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（３） 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（４） 諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）午前10時から午後３時まで（午前９時30分までに集合すること。）ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途白兎養護学校長が通知する時間とする。

イ　場所

白兎養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途白兎養護学校長が通知する場所とする。

ウ　諸検査及び面接

別途白兎養護学校長が通知する方法により実施する。

（５） 合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に白兎養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（６） その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、白兎養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、白兎養護学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、白兎養護学校において平成20年１月22日（火）から交付する。

エ　生徒の募集に関する説明会は、白兎養護学校において、平成20年１月22日（火）午前10時から開催する。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
白兎養護学校	〒689－0201	鳥取市伏野1550－１	0857－59－0585	0857－59－1237

５　鳥取県立倉吉養護学校

（１） 鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、知的障害又は肢体不自由の程度が政令第22条の３の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては、重度の身体障害と知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

（２）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立倉吉養護学校長（以下「倉吉養護学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて倉吉養護学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

倉吉養護学校

オ　その他

倉吉養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（３）　入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（４）　諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）午前10時から午後３時まで（午前９時30分までに集合すること。）ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。

イ　場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途倉吉養護学校長が通知する場所とする。

ウ　諸検査及び面接

倉吉養護学校長が通知する方法により実施する。

（５）　合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に倉吉養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（６）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、倉吉養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、倉吉養護学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、倉吉養護学校において平成20年１月22日（火）から交付する。

エ　生徒の募集に関する説明会は、倉吉養護学校において、平成20年１月22日（火）午前10時から開催する。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
倉吉養護学校	〒682－0836	倉吉市長坂新町1231	0858－28－3500	0858－28－1144

６　鳥取県立皆生養護学校

（１）　鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、肢体不自由の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で次のア又はイに該

当するものとする。

重複障害学級にあっては、肢体不自由の程度が政令第22条の３の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては、重度の身体障害及び知的障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

（２）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて皆生養護学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

皆生養護学校

オ　その他

皆生養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（３）　入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（４）　諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）午前10時15分から（午前10時までに集合すること。）

ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途皆生養護学校長が通知する時間とする。

イ　場所

皆生養護学校

ただし、訪問学級の志願者にあっては、別途皆生養護学校長が通知する場所とする。

ウ　諸検査（単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施）

単一障害学級　　諸検査

重複障害学級　　諸検査又は観察

エ　面接（志願者全員に対して実施）

（５）　合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に皆生養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（６）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、皆生養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において平成20年１月22日（火）から交付する。

エ　生徒の募集に関する説明会は、皆生養護学校において、平成20年１月22日（火）午後１時30分から開催す

る。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
皆生養護学校	〒683－0004	米子市上福原七丁目13-４	0859－22－6571	0859－38－3485

7　鳥取県立米子養護学校

（1）　鳥取県立米子養護学校（以下「米子養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障害学級にあっては、知的障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度の者で、次のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては、知的障害の程度が政令第22条の３の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア　中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成20年３月に卒業する見込みの者

イ　省令第63条各号のいずれかに該当する者

（2）　出願方法

ア　出願手続

（ア）　入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立米子養護学校長（以下「米子養護学校長」という。）に提出しなければならない。

（イ）　出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて米子養護学校長に提出するものとする。

イ　出願期間

平成20年２月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで

エ　受付場所

米子養護学校

オ　その他

米子養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

（3）　入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の提出書類の審査により行う。

（4）　諸検査及び面接等の日程等

ア　日時

平成20年３月６日（木）午前10時から午後３時まで（午前９時30分までに集合すること。）

イ　場所

米子養護学校

ウ　諸検査及び面接

別途米子養護学校長が通知する方法により実施する。

（5）　合格者の発表

平成20年３月14日（金）正午に米子養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

（6）　その他

ア　入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、米子養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

イ　この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、米子養護学校長が定める。

ウ　入学志願書等の用紙は、米子養護学校において平成20年１月22日（火）から交付する。

エ　生徒の募集に関する説明会は、米子養護学校において、平成20年１月22日（火）午前10時から開催する。

オ　募集に関して不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
米子養護学校	〒689－3543	米子市蚊屋343	0859－27－3411	0859－27－3420